

令和3年度卒業予定の方又は旭川市外に住所を有する平成30年度以降既卒の方対象

旭川市内に定着した方の 奨学金返済を支援します!

令和3年度
登録者用

対象となる奨学金 独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金

登録受付・締切日 令和4年**3月31日**(木)まで ※書類必着

登録対象となる方 令和4年度に市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業する方で、次のいずれかの要件を満たす方。

- ・大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和3年度に卒業する方。
- ・旭川市外に住所があり、高等教育機関を平成30年度以降に卒業した方。

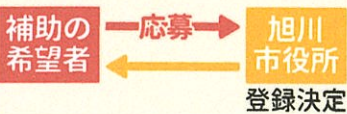
※地元企業：旭川市内に本社又は主たる事務所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

補助について 奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。
※3年間で最大258,000円(大学在学中の奨学金の借入の場合)

返済補助の流れ(例) 令和3年度卒業の場合 令和4年度～3年間※補助の対象期間が終了するまで、下記②、③の手続きを毎年繰り返します。

令和3年度 就職する前年度 **登録手続きの必要書類**

①登録の応募



- 1.登録応募用紙(様式第1号)
 - 2.奨学金の借入を証する書類(既卒者は、奨学金返還残額を証する書類)
 - 3.在学証明書(既卒者は、高等教育機関を卒業したことを証する書類)
- ご利用いただくには就業の前年度に登録する必要があります。

卒業

令和4年度 就職する年度

旭川市内で
就職

※就職先時期等に
要件あり

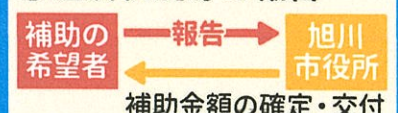
②補助の申請



奨学金の返済



③返済状況等の報告



お問合せ
登録受付

旭川市経済部経済総務課雇用労政係 ☎0166-25-7152
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎 3階
keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

